

令和元年第 2 回

枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

令和元年 1 1 月 2 0 日（水） 開会・閉会

枚方京田辺環境施設組合議会

令和元年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録目次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した者	1
議事日程	1
議員の出席状況報告	3
開会宣告	3
開議宣告	3
管理者挨拶	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案第4号 公平委員会委員の選任の同意について	4
認定第1号 平成30年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について	4
議員の派遣について	7
一般質問	8
橋本善之議員の一般質問	8
1 事業スケジュールについて	
青木綱次郎議員の一般質問	9
1 オオタカの保全措置について	
長友克由議員の一般質問	12
1 施設稼働目標年次の見直しに伴う影響について	
広瀬ひとみ議員の一般質問	13
1 今後の事業運営について	
閉会宣告	16
○付議事件議決結果一覧表	19

令和元年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会会議録

日 時：令和元年11月20日（水） 午後2時

場 所：枚方市東部清掃工場3階 見学者説明室

○出席議員 12名

1番	長友克由	2番	広瀬ひとみ
3番	野村生代	4番	西田政充
5番	木村亮太	6番	岡市栄次郎
7番	藤田幸久	8番	青木綱次郎
9番	上田毅	10番	河本隆志
11番	橋本善之	12番	向川弘

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者

管 理 者	上 村 崇
副 管 理 者	伏 見 隆
会 計 管 理 者	村 上 陽 子
事 務 局 長	藤 本 伸 一
事 務 局 次 長	喜 多 利 英
参 事	大 西 秋 治
参 事	近 本 吉 久
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 長	森 田 政 利
京 田 辺 市 経 済 環 境 部 ご み 広 域 処 理 推 進 課 長	宮 本 尚 明
枚 方 市 環 境 部 長	川 南 裕
枚 方 市 環 境 部 環 境 総 務 課 長	重 村 篤 也

○職務のため出席した者

書 記 長	藤 本 伸 一 (兼務)
書 記	喜 多 利 英 (兼務)
書 記	北 田 芳 徳
書 記	柳 里 百 合 江
書 記	赤 岩 八 千 代

○議事日程

日程第1 会期の決定

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案第4号 公平委員会の選任の同意について

日程第4 認定第1号 平成30年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第5 議員の派遣について

日程第6 一般質問

○野村生代議長 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達していますので、これから令和元年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に当たり、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。

上村管理者。

○上村崇管理者 開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和元年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、主な事業の進捗状況といたしましては、環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえまして進めておりましたオオタカの周年調査及び追加調査がこのたび完了いたしました。これにより、一連の環境調査を終えることができました。

引き続き、組合が行う事業の実施による環境への影響を予測・評価し、保全措置を取りまとめ、準備書を作成してまいりたいと考えております。

なお、これまでに要したオオタカの調査期間、工事中の保全措置の実施に伴う工期延長などを考慮いたしますと、当初予定をしておりました令和5年度中の施設稼働は大変厳しい状況になってまいりました。

こうしたことから、構成市であります枚方市、京田辺市の御理解をいただき、やむなく施設稼働年次を見直しまして、令和7年度を目指して施設整備を進めることといたしました。

今後は、令和7年度の着実な施設稼働に向け、精力的に事業を進めてまいりますので、議員の皆様方におかれましては、引き続き御支援、御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本定例会では、公平委員会委員の選任及び平成30年度決算認定について提案をさせていただきます。よろしく御審議の上、御同意、認定を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

○野村生代議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、木村亮太議員、青木綱次郎議員を指名します。

日程第1、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○野村生代議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

日程第2、諸般の報告を行います。

前臨事会閉会后、本定例会までの諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第3、議案第4号、公平委員会委員の選任の同意についてを議題とします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

上村管理者。

○上村崇管理者 議案第4号、公平委員会委員の選任の同意について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本件は、現在欠員となっております組合公平委員会委員として、倉橋忍氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

倉橋氏の経歴につきましては、現在、京田辺市の公平委員会委員に御就任をいただいているところでございます。

以上、簡単ではございますけれども、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○野村生代議長 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。

本件は原案に対し同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○野村生代議長 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案に対し同意することに決しました。

日程第4、認定第1号、平成30年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 認定第1号、平成30年度枚方京田辺環境施設組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

本決算認定は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、認定に付するものでございます。

決算の概要につきましては、別冊平成30年度一般会計決算書に基づき御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、収入済額の合計欄のとおり2億2,803万7,271円となりました。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございますが、支出済額の合計欄のとおり2億2,773万7,211円となりました。

歳入合計から歳出合計を差し引いた歳入歳出差引残額は30万60円となりました。

以上が歳入歳出決算でございます。

7ページ以降は、地方自治法の規定に基づき作成いたしました関係資料でございます。

まず、一般会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。8ページから17ページまでございますが、後ほど別の資料で歳入歳出の概要を御説明申し上げます。

次に、18ページの実質収支に関する調書でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、歳入歳出差引額と同額の30万円となりました。

最後に、19ページの財産に関する調書でございます。前年度末から増減はございません。続きまして、別冊平成30年度決算説明資料により、歳入歳出の概要について御説明申し上げます。

8ページをお開きください。歳入でございます。

第1款分担金及び負担金につきましては、収入済額が1億7,762万4,007円、内容といたしましては、構成市の負担金として、枚方市から1億458万9,350円、京田辺市から7,303万4,657円を収入いたしました。

第2款国庫支出金につきましては、収入済額が3,995万円、内容といたしましては、環境省からの交付金を収入いたしました。

第3款諸収入につきましては、収入はございませんでした。

9ページにまいりまして、第4款繰越金につきましては、収入済額が1,046万3,264円、内容といたしましては前年度繰越金を収入いたしました。

続きまして、10ページをお開きください。歳出でございます。

第1款議会費につきましては、支出済額が28万3,639円、主な内容といたしまして、活動経費として組合議会の開催に伴う費用弁償、その他諸経費として会議録作成に伴う印刷製本費及び筆耕翻訳料などを支出いたしました。

次に、11ページをごらんください。

第2款総務費につきましては、支出済額が1億1,623万5,297円でございます。

主な内容でございますが、まず、第1項総務管理費のうち、第1目一般管理費では、ネットワーク・事務機器等管理経費としてインターネット回線使用料及びパソコン、複写機等の賃借料、車両関係経費として公用車の燃料費及び賃借料等、財務会計・公会計システム保守管理経費としてシステム保守管理に係る委託料、12ページにまいりまして、各種負担金として派遣職員給与費等の負担金を支出いたしました。

また、第2目公平委員会費では、公平委員会の開催に伴う委員報酬を支出いたしました。

次に、第2項監査委員費でございますが、監査等の実施に伴う委員報酬を支出いたしました。

続きまして、13ページをごらんください。

第3款衛生費につきましては、支出済額が1億1,121万8,275円、主な内容といたしまして、環境影響評価業務、施設整備・運営事業者選定支援業務に係る委託料を支出いたしました。

次に、第4款予備費につきましては、支出はございませんでした。

以上が歳入歳出の概要でございます。

なお、主要な施策の成果は、15ページ以降に記載しております。また、監査委員の意見につきましては、別冊平成30年度枚方京田辺環境施設組合決算審査意見書のとおりでござ

います。あわせてごらんいただければと存じます。

以上、決算認定に係る提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○野村生代議長 これより質疑に入ります。

まず、通告に従い、青木綱次郎議員の質疑を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。

最初にお聞きをいたしますが、1点目は、環境影響評価業務にかかわる2017年度、18年度、19年度それぞれの年度ごとの経費について、幾らぐらいかかっているのかということをお聞きいたします。

あと、2点目が次年度以降、2020年度以降の環境影響評価業務にかかわる経費の見通しについてお聞きをいたします。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の議案質疑にお答えいたします。

まず、環境影響評価に係る業務委託につきましては、配慮書手続と方法書以降の手続とは異なる委託業者と契約しておりまして、配慮書手続に係る経費は平成29年度に462万4,560円でございます。

また、方法書以降の手続に係る経費は、平成29年度に931万5,000円、30年度に1億697万4,000円となりました。令和元年度につきましては、既決予算の範囲内で執行する予定でございます。

次に、環境影響評価に係る業務につきましては、令和2年度まで行う予定ですが、その委託料につきましては、今年度の業務実績を踏まえ、適切な額を次年度予算に計上してまいります。

○野村生代議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 環境影響評価業務は、当初は今年度中に終わられると、そういう予定で進められてきて、予算についても17年度、債務負担行為で一旦予算も組まれております。ただ、今回、さっきの挨拶でもありましたように、オオタカに関する追加調査、またその後の対応などもあって、一、二年延びることになりました。

この点にちょっと関連をいたしまして、1つは、18年度の決算内容で追加的な調査に係る経費が発生をされたのか、また、その経費の算出などはどういうふうにされてきたのかということはお聞きをしたいと思います。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の再質問にお答えいたします。

平成30年度における追加的な調査といたしましては、方法書に対する京都府知事意見に基づく周年調査のほかに、営巣場所に関します調査を行っており、これらの調査業務に係る費用が発生しております。

費用の積算に当たりましては、既に契約している業務と同一内容であるなど、積算基準が

明確なものは、その積算基準を準用し、新たな調査業務など、積算基準が明確でないものにつきましては、複数の業者より見積もりを徴取し、適切な額を算出しております。

○野村生代議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 繰り返しになりますが、今回、方法書以降の環境影響評価業務については、オオタカなどの影響によって、当初の契約期間、計画を超えて実施をされることとなります。それに伴って、当然、事業者との間で契約変更とそれに伴う新たな費用が発生をしていくものだと思っております。その詳細は、次年度の予算案で具体的に額として示されることとなりますが、それが本当に適切な額になるかどうかという点でね。

今回、今の事業と契約を結ぶときは、プロポーザル方式などによって、いわば競争入札によって、一定いろんなさまざまな比較をされながら、この額で適切だろうということで、執行部のほうでもきちんと説明をできる根拠になっていたと思います。それが今回、契約変更ということなので、一面的には随意契約に近いような形での契約にもなりますし、費用の算出もそうなっていくと。今の答弁で、今回追加の費用なんかについて、1つは、算出根拠の明らかなものは、それに基づいてやるし、そうでないものについては、複数見積もりをとって、それとの比較において額を結ばれるということですので、その点について、今後も次年度、具体的な額を提示するに当たって、なぜそういう額になったのかということについては、きちんと説明できるようにしておくことが非常に大事ななということは思いましたので、その点、きちんと対応されるよう、これはちょっと要望しておきたいと思っております。

以上です。

○野村生代議長 これにて青木綱次郎議員の質疑を終結します。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○野村生代議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。

本件は認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野村生代議長 起立全員です。よって、本件は認定することに決しました。

日程第5、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付の議員派遣承認要求書のとおり、令和2年1月16日に草津市立クリーンセンターへの行政視察として、組合議員12名全員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○野村生代議長 御異議なしと認めます。よって、本件はそのとおり決しました。

日程第6、一般質問を行います。

なお、質問者の質問時間は、答弁時間も含め15分までとする時間制限の申し合わせがありますので、念のためお知らせをいたします。

ただいまから、順次質問を許可します。

まず、橋本善之議員の質問を許可します。

橋本議員。

○橋本善之議員 京田辺市議会の橋本でございます。よろしく申し上げます。

冒頭、上村管理者の御挨拶の中でもございましたが、新施設の稼働年次が当初予定していた令和5年度から令和7年度に見直されたというふうなお話ございました。

どういった理由で2年延びるのかということにつきまして、若干詳しくお聞かせをいただけたらと思います。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 橋本議員の一般質問にお答えいたします。

本組合が整備する可燃ごみ広域処理施設の稼働につきましては、これまで令和5年度を目指してまいりましたが、環境影響評価方法書に対する京都府知事意見にもありましたオオタカに関し、周年調査を行うとともに、追加調査、保全措置の検討などに時間を要し、環境影響評価手続で約1年延びることになりました。

また、工事を進める上でオオタカに配慮した工程に見直したことから、特に造成工事の期間が約1年延伸することになりました。

こうしたことが要因で施設稼働の目標年次を令和7年度に見直したものでございます。

○野村生代議長 橋本議員。

○橋本善之議員 環境影響評価手続で約1年、そして、工事でもう1年ということで合計2年ということですが、それぞれ具体的にどういった内容なのかということ、もう1度具体的にお聞かせを願いますか。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 橋本議員の再質問にお答えいたします。

環境影響評価手続の期間が延びる要因につきましては、方法書に対する知事意見に基づいて周年調査を実施してきたほか、オオタカの繁殖行動を確認したことから、猛禽類の保護に関する国のマニュアルに沿って営巣場所を特定した上で、第2期目の繁殖期も調査いたしました。さらには、専門家の意見を聞きながら、オオタカの餌となる動物の資源量調査の実施や保全措置の検討を慎重に進めてまいりました。こうしたことにより、当初予定していた以上に期間を要することになったものでございます。

次に、工事期間が延びる要因につきましては、保全措置の一環といたしまして、主に造成工事におきまして、幼鳥の巣立ちを待って工事に着手することにいたしました。また、工事着手後も、営巣場所からできるだけ離れた箇所で造成を始め、オオタカを環境にならず対策を講じるとともに、土砂の掘削工事を分散化する対策も講じることとしております。

こうした措置により、工期が延伸することになったものでございます。

○野村生代議長 橋本議員。

○橋本善之議員 オオタカに関する追加調査、そして保全措置の検討、また、それに基づく工事の施工によって、2年を要するといったことにつきましては、今までの説明で大体理解をいたしました。事業実施区域とオオタカの生息する環境との調和というものを慎重に考えられ、そういった結果が出たということでございますが、先ほど専門家の意見を聞きながらというところがございます。専門家の御見解といったものはどういったことかお尋ねします。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 橋本議員の再質問にお答えいたします。

オオタカ保全専門家会議におきましては、繁殖期には工事中の騒音及び建設機器や人が動くことによる視覚的な変化には配慮が必要であるが、オオタカの行動圏や餌の資源量などからすると、現在計画している事業実施区域での施設立地は問題ないという意見をいただいております。

本組合といたしましては、こうした意見を踏まえて、事業が環境に及ぼす影響に配慮することで、現在の事業実施区域において自然環境と調和した施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

○野村生代議長 橋本議員。

○橋本善之議員 よくわかりました。最後にちょっと要望させていただきます。このオオタカの繁殖行動が確認されて、施設の立地に問題があるのかということについて心配しておりましたが、先ほど来の専門家の御意見も踏まえまして、若干安心したところでございます。

ただ、環境影響評価の手續、そして、オオタカの保全措置を講じるということによりまして、施設の稼働が2年伸びて令和7年度になるということですが、この当初の予定からすると2年おくれるということでございます。きょうの答弁からすると、やむを得ないとは思いますが、組合が整備する新しい施設は、枚方市そして京田辺両市の市民生活に欠くことのできない施設でございますので、施設の稼働年次を見直されたということで、これに甘んじることなく、今以上おくれが出ないよう、むしろ一日でも早く施設稼働できるよう、造成を担当する京田辺市ともしっかり連携されながら、精力的に取り組まれるよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○野村生代議長 これにて橋本善之議員の質問を終結します。

次に、青木綱次郎議員の質問を許可します。

青木議員。

○青木綱次郎議員 京田辺市の青木綱次郎でございます。

最初に1点目お聞きをしたいのは、きょう、先ほど事前の説明でもありましたが、今回のオオタカの保全措置に当たって、本組合が設置をいたしましたオオタカ保全専門家会議の構成委員はどういった方々かということと、その審議内容、議事録などの概要についてお聞きし、明らかにされるとともに、やっぱり、そういう専門家会議の中身というものは公開をすべきではないかと考えますが、執行部の見解をお聞きいたします。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の一般質問にお答えいたします。

まず、オオタカ保全専門家会議につきましては、事業実施区域の周辺に生息するオオタカの保全につきまして、専門的な見地から助言を受けるため、昨年12月に設置いたしました。委員は、鳥類生態学及び植物生態学を研究され、過去の事例から地域の状況に精通する学識経験者3名で構成しております。

次に、専門家会議の内容につきましては、事業計画の概要やオオタカの行動圏に関する調査結果などを報告し、その上で、オオタカの保全措置の方向性などに対する助言をいただいております。

また、専門家会議の助言に沿って進めたオオタカの餌資源などに関する調査結果を踏まえ、本組合が提案した保全措置について了承をいただいたところです。

なお、専門家会議につきましては、資料や発言内容により生息地などが公となり、結果的にオオタカの繁殖を阻害することになりかねないため、非公開としておりますが、専門家会議で助言をいただいた保全措置の内容などにつきましては、今後作成していく環境影響評価準備書で明らかにしてまいります。

○野村生代議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 組合としての具体的なオオタカ保全策などについては、今後、大体3月、4月に公表する環境アセスメント準備書の中で詳細が出されるということですが、ただ、もう1点、ちょっとお聞きをしておきたいのは、環境省の作成をいたしましたこの猛禽類保護の進め方改訂版、これは2012年12月に発行されておりますが、それを読んでもらいましたら、「はじめに」のところで、個々の種の保護を図るだけでなく、生息地全体の多様な生態系の保全を念頭に置く必要があると。要は猛禽類ですので、あるいは生態系の頂点にいます。その頂点が生存するためには、その下のほうも含めて幅広い地域全体の自然環境を考える必要があるということだろうと思うんです。そのことを指摘した上で、猛禽類の専門家だけでなく、地域の自然環境に詳しいNGO等の協力も要請する、また、地域の専門家等に事前に意見を聞くことも必要と、こういうことが指摘をされているんですね。この点で、今回の調査に当たってどういう対応をされたのかということはお聞きをしたいと思います。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の再質問にお答えいたします。

本組合といたしましては、オオタカ保全専門家会議でさまざまな助言をいただいておりますが、これに加えまして、オオタカの環境調査を始めるに当たりまして、京都の自然保護団体から調査時期や調査手法、周辺地域での猛禽類の調査状況等について情報を得て、慎重に調査、解析を進めてきております。

○野村生代議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 調査に当たって、他の自然保護団体の皆さんの知見を聞かれていることは非常に大事だとは思っております。ただ、同時に、先ほど言ったこの環境省の進め方を読む

と、狭い意味での調査だけでなく、保全措置全般を考えるに当たっても、その地域の自然環境などに詳しい方々、あるいは、自然保護団体の意見を聞くことも重要だということを言っております。

先ほども言いましたが、やっぱり、猛禽類が生存していくためには、単にその種だけではなしに、この地域全体の生存域なんかが問題になる。専門家会議で餌資源について確保できているかどうかと、そういうことが指摘をされているのも、要はオオタカの数羽が生きるためには、やっぱり、全体としてその下に生きる、いわゆる餌となるような動植物の生息というのが非常に大事になる。そういう幅広い自然環境全体を保護する必要があるわけで、そういう点から、それぞれの該当地域の自然保護環境、そういうことに詳しい方々や、そういう自然保護活動に取り組んでいる方たちの意見を聞くことが大事だということを国の進め方の中でも指摘されていると思うんです。

その点は、今後もこの環境アセスメントを進めていく、また、本組合の事業を進めていく上でも非常に大事になってくると思うので、その点はしっかりと今後もこういう方々の意見を聞かれていくように要望もし、その必要性についても指摘はしておきたいと思います。

2点目の質問に移りますが、オオタカの保全措置の対象範囲がどのくらいになるのかということと、あと、いわゆるオオタカの営巣中心域について、この進め方でもとりわけいろいろ読んでいたら、営巣中心域については非常に適切というか、慎重に対応する必要があるということがかなり強調されておまして、その営巣中心域と本組合の新焼却場建設予定地で十分な距離があるのかどうか、この点について、大ざっぱでも明らかにされるようお聞きをしたいと思います。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の再質問にお答えいたします。

まず、オオタカの保全措置の範囲でございますが、事業実施区域がその対象となります。また、オオタカに関する調査につきましては、猛禽類の保護に関する国のマニュアルに沿って進めており、そのマニュアルでは、営巣中心域は、オオタカの営巣場所を含め、ひながひとり立ちするまで過ごす範囲とされております。

本組合で事業実施区域を含め、周辺を調査した結果、猛禽類保護の観点から調査結果の詳細を申し上げることはできませんが、オオタカの営巣中心域は、事業実施区域には含まれておりません。

○野村生代議長 青木議員。

○青木綱次郎議員 この営巣中心域とは違う地域だということですので、今後の保全措置に影響が出ないようにお願いをしておきたいと思います。

あと、保全措置のための調査期間について、国のほうでは大体2営巣期間、1.5年ということをおっしゃっておりますが、具体的に今回、どういう調査期間をされたのかということはお聞きをしておきたいと思います。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 青木議員の再質問にお答えいたします。

オオタカに関する調査につきましては、具体的には平成30年1月から令和元年7月まで

行ってまいりました。この間に、国のマニュアルに沿って2回の繁殖期調査を実施し、いずれも繁殖行動を確認しておりますので、保全措置を講じるために必要な調査期間は十分に確保したというふうに考えております。

○野村生代議長 これにて、青木綱次郎議員の質問を終結します。

次に、長友克由議員の質問を許可します。

長友議員。

○長友克由議員 枚方市議会の長友です。よろしくお願いいたします。

私は、施設稼働目標年次の見直しに伴う影響について質問させていただきたいと思います。

施設稼働目標年次が2年おくれるということですが、京田辺市、枚方市ともに、現在の施設の稼働期間を延長する必要があると考えますが、そのことについて両市はどのような見解なのでしょうか。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 長友議員の一般質問にお答えいたします。

本組合が整備する可燃ごみ広域処理施設の稼働につきましては、これまで令和5年度を目指してまいりましたが、環境影響評価方法書に対する京都府知事意見にもありましたオオタカに関し、周年調査を行うとともに、追加調査、保全措置の検討などに時間を要し、環境影響評価の手続で約1年延びることになりました。また、工事を進める上で、オオタカに配慮した工程に見直したことから、特に造成工事の期間が約1年延伸することになり、施設稼働の目標年次を令和7年度に見直したところです。

これにより影響を受ける構成市である枚方市、京田辺市においては、本組合が整備する施設が稼働するまでの間、可燃ごみの焼却や既存施設の性能維持に係る費用が発生することになります。構成市においては、希少動物の保護の観点から稼働年次が延びることについてはやむを得ないとの御理解をいただいております。

○野村生代議長 長友議員。

○長友克由議員 施設整備運用はDBO方式で行うとしていますが、稼働年次の見直しやオオタカの生息がDBO事業者の選定や工事等にどのような影響を与えるのかお伺いします。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 長友議員の再質問にお答えいたします。

施設整備・運営事業者の選定業務につきましては、これまでの間、事業実施区域の周辺においてオオタカの繁殖行動を確認したことから、オオタカの保全措置の検討を進めてまいりましたが、保全措置の内容によっては施設整備に影響が生じることも考えられるため、一部の業務を見合わせておりました。

しかし、このたび保全措置の検討を終えたことから、今後は、令和7年度の施設稼働に向け、適切な時期に業務を再開してまいります。

また、施設建設工事につきましては、保全措置の一環として、煙突や外構工事など、一部の工事はオオタカの繁殖活動に影響の少ない時期から始めることとしておりますが、工程に大きな影響はなく、施設整備・運営事業者の選定や施設建設工事に支障はないというふ

うに考えております。

○野村生代議長 長友議員。

○長友克由議員 それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

施設稼働年次がこれ以上おくれると、構成市の施設にさらに大きな影響を及ぼすことになりかねないと思いますが、見直し後のスケジュールからさらにおくれることはないのでしょうか。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 長友議員の再質問にお答えいたします。

環境影響評価の手续や造成工事の工程見直しによりまして、施設稼働の目標年次を令和7年度に見直しましたが、今後は構成市と連携を図りながら、目標年次には施設が着実に稼働できるよう努めてまいります。

○野村生代議長 長友議員。

○長友克由議員 御回答ありがとうございました。

最後に要望させていただきたいと思いますが、構成市においては、希少動物の保護の観点から、稼働年次が延びることについてはやむを得ないということですが、スケジュールが2年おくれるというだけで、構成市では多額の費用がかかると聞いております。2年と言わず、造成工事や建設工事の工期短縮を図るなど、できる限り早期の完成を目指していただくよう要望させていただきたいと思います。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○野村生代議長 これにて長友克由議員の質問を終結します。

次に、広瀬ひとみ議員の質問を許可します。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 枚方市の広瀬ひとみです。ちょっとお聞き苦しいかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

私からは、今後の事業運営についてということで、オオタカの保全措置と、そして、温室効果ガスの低減についての2点をお伺ひしたいと思います。オオタカの件については、たくさんの質問が出されておりますが、申しわけありません、少し重なる部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

冒頭、管理者の御挨拶にもありましたが、オオタカの繁殖行動等が確認されたことにより、環境影響評価の手续が来年度まで続き、令和5年度の施設稼働予定が7年度になるというお話でありました。事業スケジュールが2年おくれることにより、枚方市においては、先ほどもお話がありましたけれども、穂谷川清掃工場、老朽した施設であります、今度追加の補修工事が必要となるとお聞きしています。

国が示す猛禽類保護の進め方には、事業者は事業計画地が決定をされる前に、環境省の地方環境事務所及び猛禽類保護センターや都道府県の自然保護部局、さらには地域の専門家等に事前に意見を聞くなどし、既知の生息情報の把握に努め、計画推進についての決定の一助にされることが望ましい、こう記載をされております。

用地選定の際に、この付近にオオタカが生息している、こうした情報把握はされていたの

かお聞きをいたします。

また、オオタカ保全が環境影響評価に位置づけられているその意味について、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○野村生代議長 理事者から答弁を求めます。

藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 広瀬議員の一般質問にお答えいたします。

まず、オオタカの生息情報につきましては、京田辺市の環境基本計画では、甘南備山でオオタカを確認している旨、記載があるなど、事業実施区域周辺でのオオタカの飛翔情報は把握しておりましたが、これまで詳細な調査は、行われたことはなく、今回の環境調査において初めて営巣場所などを確認いたしました。

また、オオタカの保全に係る環境影響評価の位置づけにつきましては、オオタカは、京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づいて、指定希少野生生物に指定されております。

一方で、環境影響評価制度は、事業の実施前に、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して地域住民等の意見を聞いた上で適切な環境保全対策を検討し、よりよい事業計画づくりをしていくための手続でございますので、希少動物に当たるオオタカは、事業実施前に事業の実施による影響を把握し、保全措置を検討していく必要がございます。

○野村生代議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 こうした事業は、一定事業のスケジュールに幅を持って取り組んでいかなければならないものだというのを私自身も改めてこうした課題を通じまして認識をさせていただいたところでございます。

オオタカの保全措置について、2回目の質問であります。オオタカ保全の専門家会議の役割についてお聞きをいたします。

平成30年7月に、近隣でオオタカの生息情報があることから、必要に応じて猛禽類調査を周年で実施すること、また、オオタカを含む猛禽類の繁殖行動を確認した場合は、必要に応じて追加調査を実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するための保全措置を検討し、準備書に記載することと方法書に対する知事意見が示され、これを受けて、オオタカ保全の専門家会議が設置をされ、助言を得て保全措置を検討されることになりました。

この専門家会議、何名でどのような方々がということについては、先ほどの青木議員の質問がございましたので、理解いたしましたけれども、その役割は、準備書がまとまれば終了するのかという点と、対策の方法は専門家会議での御指摘がきちんと担保されているのか、アセスの段階だけではなく、実際の工事の状況を専門家の先生に確認していただくといったことも実施をされるのか。

保全措置の事例も先ほど示していただきましたけれども、実際に効果があったのかどうか、その検証はどのようにされるのかお聞きをいたします。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 広瀬議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と重なる部分もございますが、専門家会議につきましては、事業実施区域の周辺に生息するオオタカの保全について、専門的な見地から助言を受けるため、昨年12月に設置し、委員は鳥類生態学及び植物生態学を研究され、過去の事例から地域の状況に精通する学識経験者3名で構成しております。

専門家会議では、これまでオオタカの保全措置について助言をいただいておりますが、今後は、工事の施工中はもとより、施設の供用開始後に行います事後調査が終了するまで、保全措置の実施状況について確認をいただく予定にしております。

なお、オオタカの保全措置の検証につきましては、事後調査の中で進めてまいります。

○野村生代議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 専門家の皆さんの御意見をしっかり解して事業を推進していただきたいと思っておりますが、先ほどもありましたけれども、その専門家会議の公表についてなんですが、オオタカの飛翔や営巣場所について、国の指針によって非公開ということで、これも公開しないんですよとお話がありましたけれども、専門家会議のその内容を差しさわりのない形で公表するという考えはないのかという点を改めてお聞きいたします。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 広瀬議員の再質問にお答えをいたします。

専門家会議につきましては、資料や発言内容などにより、生息地などが公になるという課題もございます。結果的にオオタカの繁殖行動を阻害することになりかねないため、非公開としております。専門家会議で助言をいただいた保全措置などの内容につきましては、今後作成していく環境影響評価準備書で明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○野村生代議長 広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 自然環境や生態系の保全は本当に重要なことでありますから、スケジュールの延期、やむを得ないというふうに考えますが、これだけの努力をしながら、オオタカが結局なくなってしまうということになりますと、何のための追加投資、また延期だったのかということになってしまいますから、専門家の御指摘に沿った対応をしっかりと講じていただきたいと同時に、やはり、その中身についてできるだけ住民の皆様にもわかりやすくお示しを、これからその準備書に対する公聴会なども開催されるということになりますし、その手続の中で書かれていくということでもありますけれども、できるだけわかりやすい形でこうした取り組みの対応について御紹介をしていただければというふうに思います。

最後に、温室効果ガスの削減についてお聞きをいたします。

新清掃工場は、環境に配慮した施設として整備することが求められております。国連気候行動のサミットでスウェーデンの16歳の少女グレタ・トゥンベルさんが、人類が絶滅の危機に瀕していると世界各国の首脳に呼びかけられ、訴えかけられ、その内容が大きな反響を呼びました。昨今の台風の発生頻度と巨大化も気候変動に起因していると言われており、私たち、切実な課題としてこれを捉え、真剣に追求しなければなりません。

清掃工場は、温室効果ガスを発生させますが、新清掃工場の稼働は先送りとなりましたが、それぞれ両市の老朽化施設を廃止し、新工場に移行することで、どの程度の削減が見込まれるのかお聞きをいたします。

○野村生代議長 藤本事務局長。

○藤本伸一事務局長 広瀬議員の再質問にお答えをいたします。

温室効果ガスの低減につきましては、可燃ごみ処理施設の排出する温室効果ガス、これは一般的に焼却するごみの量や質に影響を受けるといふうに言われておりますが、本組合がこれから整備する施設は、枚方、京田辺両市の既存施設を廃止し、その代替施設として最新鋭の設備を備えることとなりますので、各設備のエネルギー効率が改善され、温室効果ガスの低減につながるものといふうに考えております。

また、国の指針で示されているエネルギー回収型廃棄物処理施設として整備する方向でございますので、ごみ焼却に伴い発生するエネルギーを効率的に回収できることとなります。

こうしたことにより、構成両市の既存施設よりも、温室効果ガスの削減に貢献できるものと考えておりますが、具体的な削減量につきましては環境影響評価準備書の中で明らかにしてまいりたいといふうに考えております。

○野村生代議長 これにて広瀬ひとみ議員の質問を終結します。

以上で一般質問を終結します。

以上をもって、本定例会の日程は全て終わりました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。
上村管理者。

○上村崇管理者 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日、御提案申し上げました公平委員会委員の選任及び決算につきまして、慎重なる御審議をいただきまして、同意並びに認定をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

今議会を通していただきました御意見につきましては、精査の上、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げます。

結びに、これから寒い季節がやってまいります。議員の皆様方におかれましては、健康に十分御留意をいただきまして、より一層御活躍をされますことを御祈念申し上げ、まことに簡単ではございますけれども、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

○野村生代議長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員及び理事者の皆様の御協力によりまして、全ての日程を終えることができました。心から感謝を申し上げます。

理事者各位におかれましては、議員から出されました貴重な御意見、そして御提案を十分に考慮されながら、今後の組合事務を執行していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

結びに、時節柄、これから寒さが厳しくなってまいります。皆様方におかれましては、くれぐれも御自愛くださいますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

これで、令和元年第2回枚方京田辺環境施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉 会 午後2時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 野 村 生 代

署名議員 木 村 亮 太

署名議員 青 木 綱 次 郎

付議事件議決結果一覧

事件番号	事件名	議決年月日	議決結果
—	会期の決定	令和元年 11 月 20 日	決定
議案第 4 号	公平委員会委員の選任の同意について	令和元年 11 月 20 日	同意
認定第 1 号	平成 30 年度枚方京田辺環境施設組合一般会計 歳入歳出決算認定について	令和元年 11 月 20 日	認定
—	議員の派遣について	令和元年 11 月 20 日	決定
—	一般質問	—	許可